

基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」バーベキュー利用のテスト運用について

広場のルールにより案内看板に「<火の使用について>・火を使用する場合は、市役所と消防署に事前に申請が必要です。決められたエリア内で使用してください。」となっているため当面の期間、下記のとおりテスト運用し、利用組数や使用状況の実証実験を行う。

記

1. 申請書について

新たな申請書作成は、個人情報取扱事務の変更となるため、広場専用の行為許可申請書の作成をすることをせず、現在、公園・児童遊園地で使用している「公園内行為許可申請書」を準用する。

2. 消防署届出について

平成24年11月15日に朝霞消防本部において、朝霞消防野部副署長、朝霞消防本部、予防課と協議し、届出不要と回答を得る。

3. 許可について

- (1) 火の使用開始時期
- 平成24年11月19日より受付開始
 - 平成24年11月23日より実証実験開始
 - 申請は、実施日の前日まで
 - ただし開庁日、業務時間内に限る

- (2) 利用許可時間
- 午前10時から午後3時まで

- (3) 火の使用条件
- 直火の禁止（脚付コンロのみ使用）
 - ガスコンロのみ使用
 - 消火用水の汲み置きを徹底（バケツ等）

(4) 行為許可申請時の利用上の注意について（申請者に対する許可条件）

- ・利用前、利用後に管理員に声掛けをして、消火用のバケツを借用、返却をお願いします。
- ・広場の水道施設でのバーベキュー用品等の洗い物は禁止です。鉄板等はペーパーなどでふき取って持帰りください。（浸透柵による水処理のため、浸透柵保護にご協力をお願いします。）
- ・炭や薪などの使用はできません。ガスコンロや卓上コンロ等を使用してのご利用となりますので、ご了承ください。
- ・物品販売等の営利や広告宣伝を目的とした許可はできません。
- ・バーベキュー用品のレンタルは行なっていません。各自で用意してください。
- ・終了後は清掃を行うこと。火の後始末とゴミの持ち帰りは、確実に行ってください。
- ・他の広場利用者や近隣住民の方の迷惑にならないように利用してください。
- ・バーベキューができるエリアは指定されていますので、それ以外の場所での利用はできません。
- ・広場内には、落ち葉など燃えやすいものがたくさんあります。強風時などは無理にバーベキューを行わず、中止してください。
- ・エリア内でプレーパークが行われている場合がありますので、ご了承ください。
- ・「広場のご意見」の記入にご協力をお願いします。
- ・朝霞の森憲章と広場のルールを守って、お互いにゆずりあって利用してください。